



～ 自他共栄～ NO.42

2026年4月9日  
発行責任者 根岸 大智  
編集責任者 情 宣 部

4月1日より  
諸制度の改正が行なわれました！！

2026春闘における妥結事項に則り、4月1日より制度の改正が行われることになりました。そのうち、「育児休職・介護休職取得に伴う評価累積ポイントの見直し」と、「独身者に対する帰省旅費の支給回数増加」についてごお知らせします！

● 育児休職・介護休職取得に伴う評価累積ポイント減の見直し

これまでは

育児休職・介護休職を取得した場合は、評価ポイントが減らされてしま(例:S、AA、A評価だと半減)。

4/1～

育児休職・介護休職の取得期間が3ヵ月未満の場合は、従来通りの評価ポイントを付与。

● 独身者(28歳まで)に対する帰省旅費の支給回数増加

これまでは

年間で4回を期限として支給する。(四半期に1回)

4/1～

年間で6回までを期限として支給する。

(四半期及び月内の使用回数制限なし)

29歳に到達した年度まで使用範囲拡大!!

今後もより良い労働条件の獲得のため、  
青年部から声を上げよう！！